ルールを守って環境保全！

ゴミは正しく処理しましょう！

■家電リサイクル品の処理は家電販売店へ

最近、不用になった家電リサイクル品（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）の不法投棄や燃やさないゴミの袋に入れて出すケースが増えています。家電リサイクル品は家電リサイクル法によって資源物として処理することが義務づけられています。家電リサイクル品を処理する場合は、お近くの家電販売店へご相談ください。自然環境を守るためにも廃棄物の減量と資源の有効利用の促進にご協力お願いします。

■ゴミを燃やすことはやめましょう

ゴミを燃やすと有害物質の発生や環境破壊につながります。また、悪臭の原因にもなりますので必ず町指定ゴミ袋に入れて出してください。

■不法投棄、野焼きは犯罪です！！

不法投棄、野焼きは原則禁止とされています。罰則も5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金と、大変厳しいものです。絶対にやめましょう！！！

11月は虐待防止推進月間です

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない（児童の虐待禁止）」と規定されています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。このことから、つぎのようなことに気づいたら虐待行為の疑いがありますので、通告することが必要となります。

・近所から叩く音や叫び声が聞こえる
・不自然な傷が多い子どもがいる
・衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる
・小さな子どもを置いて頻繁に外出している
・車内に子どもが放置されている　など

通告者のプライバシーは法律で保護されています。その報告により大切な命が守られることがありますので、見つけたときは勇気を出して児童相談所、役場、民生児童委員に早めにご連絡ください。

【報告先】
児童相談所全国共通ダイヤル　☎189
函館児童相談所　☎0138－54－4152
長万部町役場保健福祉課　☎2－2454
民生児童委員（それぞれの地区担当は、役場保健福祉課でご確認ください。）

【お問い合わせ先】
函館児童相談所　☎0138－54－4152

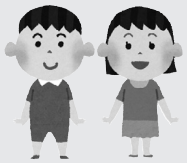

除排雪サービスについてご相談ください

町では、下記の方を対象に軽度生活援助事業（除排雪サービス）を実施します。除排雪に困っている方はご相談ください。

【対象者】　一戸建てに居住し、約500メートル以内に除排雪を援助できる身内（子または子どもの配偶者）が居住していない世帯で、次のいずれかに該当し、**身体の状態により自力で除排雪が困難と認められる方**が対象になります。ただし、自営業で事業活動を行っている世帯を除きます。

- 70歳以上の方だけで構成されている世帯
- 身体障害者手帳1・2級の障害がある方だけで構成されている世帯
- 70歳以上の方と身体障害者手帳1・2級の障害がある方で構成されている世帯

【サービスの内容】

＊除　雪
- おおむね10cm以上の降雪時に行います。
- 作業範囲は、玄関先から取り付け道路まで幅約2m以内。※作業時間帯を指定することはできません。

＊排　雪
- 排雪サービスは、生活道路の確保のために除雪が困難になった場合に行います。
- 排雪作業に係る移動時間も作業時間に含みます。

＊利用者負担
- 料金算定については、その月の作業時間の合計となります。（1時間未満は1時間とします。）
- 1時間あたり　課税世帯　100円／非課税世帯　50円／生活保護世帯　免除
（年度末に一括して徴収します）

【お問い合わせ先】　保健福祉課介護障がい者支援係　☎2－2454

入札結果

（9月19日入札分）

事業名称	契約業者	契約金額（税込・円）	予定価格（税込・円）	落札率（%）	参加業者数	工期（納期）
ガス本支管改良工事（中山大通線工区）	有限会社　新開配管工業	9,666,000	10,054,800	96.13	2社	29.11.20
町立病院警備・設備管理及び清掃業務委託	北海道クリーン・システム株式会社函館支店	63,763,200	64,800,000	98.40	3社	32. 9.30